

このような寄附勧誘を行って 人を困惑させることは禁止されています!



- お願いしても退去せずに勧誘
- 寄附を断り退去するのを妨害



- 靈感等によって不安をあり
又は乗じ、寄附が不可欠と告知

他にも

- 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘
- 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害
- 寄附しないと恋愛感情等による関係が破綻と告知
- 借入れ等による資金調達を要求

このような配慮に欠ける 寄附勧誘も不当です!



- 生活困難にならないための配慮がない

他にも

- 判断困難に陥らないための配慮がない
- 使途誤認しないための配慮がない

不当な寄附勧誘はNO! 心当たりはすぐ通報

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁への通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。

[不当寄附勧誘防止法 情報提供](#)

消費者ホットライン

188

情報提供者に関する情報を御本人の同意なく第三者に提供することはありません。安心して情報をお寄せください。



▼ 詳細はこちら
消費者庁 不当寄附勧誘防止法 [検索](#)

